

埼玉県立久喜高等学校（全日制の課程）

いじめの防止基本方針



埼玉県立久喜高等学校

（全日制の課程）

目 次

はじめに	1
第1 いじめ問題に向けての校内組織	1
第2 いじめの未然防止のための取組	1
第3 いじめ早期発見への取組	2
第4 いじめの早期解決への取組	3
第5 いじめ防止対策推進法第28条における 「重大事態」の対応について	4
第6 インターネットを通じて行われるいじめ対策	4
第7 年間行事予定	6

はじめに

埼玉県立久喜高等学校全日制の課程（以下、「本校」という）は、いじめ防止対策推進法第13条に基づき、生徒が安心して生き生きと生活できる学校づくりのため、いじめの防止対策の基本方針を策定する。

本校は、いじめの発生ゼロを目標として教職員が組織一丸となって取り組むとともに、この基本方針を定期的に見直して常に実態にあった具体的な対策を講じ、いじめの防止を全校あげて推進する。

第1 いじめ問題に向けての校内組織

いじめ防止の対策を実効的に行うため、本校では、「いじめの防止対策委員会」を設置する。

- (1) 校長、教頭、生徒指導主任、養護教諭、教育相談委員を基本構成員とする。但し、個々の事案に応じて、学年主任、学級担任や部活動顧問等の参加を求める。また、場合によってはスクールカウンセラーにも参加を要請する。必要に応じて、「いじめ非行対応支援チーム」の参加を埼玉県教育委員会に要請する。
- (2) 「いじめの防止対策委員会」では、情報を共有しながらいじめに関する問題の予防、解決及び再発防止に向けて組織的に活動する。
- (3) 「いじめの防止対策委員会」は、定期的に各学期（6月、11月、2月）に開催するほか、いじめの事案が発生した場合には緊急に開催する。

第2 いじめの未然防止のための取組

本校は、「いじめはどの生徒にも起こりうる」「どの生徒も被害者にも加害者にもなりうる」という認識のもと、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に向けて、以下に取り組む。

- (1) 平素から職員会議や校内研修等を通じて、いじめに対する教職員全員の共通理解を図る。また、生徒に対して学校の教育活動全体をとおして、日常的にいじめについて考えさせ、「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を定着させる。
- (2) 在り方生き方教育や人権教育等との連携を図り、自分及びすべての他者をかけがえない人間として尊重しようとする態度を養う。また、他者の立場や思いに興味・関心を寄せたり、自他の違いを認めたりしながら、円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

- (3) いじめ加害の背景には、生徒のさまざまなストレスがかかっていることを踏まえ、生徒がのびのびと学校生活を送ることができるように、学習指導や生徒指導を充実させる。また、教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- (4) 家庭や地域と協力しながら、学校の教育活動全体を通じて、生徒が自己有用感を高められる機会を提供するとともに、体験活動等を利用して、自己肯定感を高められる指導を行う。また、生徒会活動等と連携し生徒自らがいじめの問題について考え、主体的に取り組むことができるように指導する。
- (5) いじめ等防止対策委員会は、校内教職員研修の一環として、いじめ未然防止研修会を10月に実施し、資質向上に努める。
- (6) 生徒指導部は、各学期の始業式（4月、9月、1月）及び終業式（7月・12月、3月）に、生徒指導部講話の中で「いじめは絶対に許さない」ことを生徒に説諭する。
- (7) 生徒指導部は、各長期休業前（7月、12月、3月）に、生徒及び保護者に配布する「休業中の生徒心得」において、「いじめは絶対に許さない」ことを明記する。
- (8) 生徒指導部は、4月の1年生対象のオリエンテーションの中で、「いじめは絶対に許さない」ことを生徒に指導する。
- (9) 生徒指導部は、非行防止教室（7月）において、「いじめは絶対に許さない」ことを、生徒に説諭する。

第3 いじめ早期発見への取組

本校では、「いじめは絶対に許さない」という信念に基づき、生徒が安心して学校生活を送ることができ、規則正しい態度で授業や学校行事に主体的に参加し活躍できる学校づくりを目指し、以下の取組を実践する。

- (1) 企画委員会は、年2回（7月、12月）、生徒を対象によりよい学校生活を送るためのアンケートを実施し、教職員を対象に「いじめ」問題に関わるアンケートを実施する。また、10月には「いじめ」に関する保護者及び生徒対象のアンケート調査を実施する。生徒指導部は、年3回（7月、12月、3月）いじめの有無に関するアンケートを実施する。また、この結果を分析し必要に応じて面談指導を行う。
- (2) 生徒面談（4月、12月、必要に応じて）において、学級担任・生徒の間で、いじめの問題に関する情報交換をする。
- (3) 保護者面談（6月、必要に応じて）において、学級担任・保護者・生徒の間で、いじめの問題に関する情報交換をする。

- (4) 渉外部は、PTA 会長をはじめとする本部役員といじめの問題に関する情報交換をする。
- (5) 全教職員は、日常の授業や学校行事等以外の時間であっても、常に生徒の様子を観察し、些細な変化も見逃さず、気になる場合は、必ず学級担任や生徒指導部に連絡する。
- (6) 教育相談委員会は、年に3回（4月、9月、1月）、全職員で問題を抱えている生徒について、現状及び今後の指導方法等について情報交換し、共通した指導ができるよう、情報共有を図る。

第4 いじめ早期解決への取組

本校では、保護者の協力や関係機関、専門機関との連携により、全教職員で速やかに、組織的に、以下の取組を実践する。

- (1) いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めさせ、毅然とした態度で指導する。
- (2) 生徒や保護者からいじめではないかというような相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴しながら、いじめの事実の有無を確認する。
- (3) ささやかな兆候であっても、いじめの疑いがある場合には、関係の生徒の安全を確保しつつ、早い段階からの的確に関わりを持つ。
- (4) (1)～(3)以外であっても、いじめがあるとの通報があった場合には、速やかに組織的に対応する。関係生徒からの事実関係の聴取や家庭訪問等により、迅速に保護者に事実関係を伝える。
- (5) 養護教諭、スクールカウンセラー等と連携し、関係生徒への支援体制を確立する。
- (6) いじめを行った生徒に対しては、「いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為である」ことを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- (7) 当事者以外の生徒に対しても、いじめを自分の問題として捉えさせ、「いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しなければならない」ことを理解させる。
- (8) 校内での指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げるのが困難な場合、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合や生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、ためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。

第5 いじめ防止対策推進法第28条における重大事態」の対応について

本校では、「生徒の自殺」「身体の重大な傷害」「金品等の重大な被害」「精神性疾患の発症」など、いじめ防止対策推進法第28条における「重大事態」を全職員が理解し、以下のとおり、適切に対応する。

なお、重大事態には、いじめにより在籍生徒が30日程度の欠席を余儀なくされた場合も含むものとする。

- (1) 重大事態が生じた時、調査で得た情報は、生徒及びその保護者に適切に提供する。
さらに、埼玉県教育委員会に報告する。
- (2) 調査にあたっては、公平性・中立性確保の観点から、「いじめの防止等対策委員会」を母体とし、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有するものであって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は、特別の利害関係を有しない者の参加を図る。また、必要に応じて、埼玉県教育委員会と連携し、埼玉県の問題調査審議会の委員等の派遣を県教育委員会に要請する。
- (3) 被害生徒や在籍生徒、教職員などから、事実関係を明確にするための調査を速やかに行う。その際は、被害生徒の保護者の要望や意見を十分に聴取し着手する。
- (4) 生徒指導部は、いじめ等が二度と起こらないよう、指導体制の再点検を行うとともに、年間計画の見直しを即座に実施する。
- (5) 該当学年は、いじめ被害生徒を守るため、補講計画の立案と学習面のサポートを行う。
- (6) 教育相談委員会は、スクールカウンセラー等と連携し、被害生徒の精神的ケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努める。

第6 インターネットを通じて行われるいじめ対策

本校では、「いじめは絶対に許さない」という信念に基づき、生徒がインターネット上のいじめに遭遇しないよう情報モラルの徹底を図る。

- (1) ネット上の不適切な書き込み等を発見したら、直ちに削除する措置をとる。
- (2) 名誉棄損やプライバシー侵害等があった場合には、速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。
- (3) 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し適切な援助を求める。

- (4) 埼玉県教育委員会によるインターネット上のサイト監視活動等と連携し、ネット上のトラブルの早期発見に努める。
- (5) 生徒一人一人が、情報モラルの意義や重要性等について理解し、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるとともに、情報モラルが尊重される社会づくりに向けた行動につながるように、学校の教育活動全体を通じて指導する。また、保護者に対しても理解を求める。

第7 年間行事予定

【注】（ ）内の数字は、「第2 いじめ未然防止への取組」（未然防止）、「第3 いじめ早期発見への取組」（早期発見）、「第4 いじめ早期解決への取組」の該当部分を表す。

月	指 導 内 容
4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめ防止の取り組みに関する検討（企画委員会） ・ 始業式での生徒指導主任による講話（未然防止 2－6） ・ オリエンテーションでの生徒指導部の説明（未然防止 2－8） ・ 1年生年度当初面談（未然防止 2－3） ・ 生徒の現状に関する情報交換（早期発見 3－6） ・ 「教育相談委員会」（定例）（3－6）
5 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ P T A本部役員と情報交換（早期発見 3－5）
6 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「いじめの防止対策委員会」（定例）（1－3） ・ 保護者面談での情報交換（早期発見 3－3）
7 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企画委員会によるアンケート調査〈教職員・生徒〉（早期発見 3－1） ・ 生徒指導部によるアンケート調査〈生徒〉（早期発見 3－1） ・ 「休業中の生徒心得」の配付（未然防止 2－7） ・ 非行防止教室における生徒指導主任の説諭（未然防止 2－9） ・ 終業式における生徒指導主任の講話（未然防止 2－6） ・ 学校評議員会での報告
8 月	（夏季休業中）
9 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 始業式での生徒指導主任による講話（未然防止 2－6） ・ 夏期休業中の報告等生徒の現状に関する情報交換（早期発見 3－6） ・ 教育相談委員会（定例）（3－6）
10 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめに関する保護者及び生徒対象のアンケート調査（早期発見 2） ・ いじめ未然防止研修会（未然防止 2－5）
11 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「いじめの防止対策委員会」（定例）（1－3） ・ 生徒によるいじめや人権に関わる懇談会（未然防止 2－2）
12 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企画委員会によるアンケート調査〈教職員・生徒〉（早期発見 3－1） ・ 生徒指導部によるアンケート調査〈生徒〉（早期発見 3－1） ・ 「休業中の生徒心得」の配付（未然防止 2－7） ・ 終業式における生徒指導主任の講話（未然防止 2－6） ・ いじめ等防止委員会中間評価
1 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 始業式での生徒指導主任による講話（未然防止 2－6） ・ 生徒の現状に関する情報交換（早期発見 3－6） ・ 教育相談委員会（定例）（3－6）
2 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「いじめの防止対策委員会」（定例）（1－3）
3 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生徒指導部によるアンケート調査（早期発見 3－1） ・ 「休業中の生徒心得」の配付（未然防止 2－7） ・ 終業式における生徒指導主任の講話（未然防止 2－6） ・ 学校評議員会での報告 ・ いじめの防止対策委員会年間評価 ・ いじめ防止の取り組みに関する評価と次年度の計画（企画委員会）